



# 佐賀県公報

平成19年  
10月12日  
(金曜日)  
号 外

## 目次

(◎は、県風報集に掲載のもの)

### 副知事電報

○行政監査結果の詳報の公表

(公 出) 一

### ○ 監査委員事項

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、佐賀県知事等から平成17年度行政監査 (未収貸付債権の管理について) の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成19年10月12日

佐賀県監査委員	中	村	孝
同	松	尾	隼
同	吉	田	欣
同			也

第1 知事部局

平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置について

#### 1 総合的な対応 (財務課)

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 連帯保証人については、貸付けに際し、面談等の保証意志の確認を行い、借受人に未収が生じた場合には、まず、その事実を知らせるとともに、できるだけ早い時期から積極的に請求を行う必要がある。	平成18年度の未収債権審査委員会の中では、特に貸付金を所管する関係課を対象に情報交換を行い、今後の対応について議論を行ったが、連帯保証人への償還指導については、確実に行うよう関係課に対し指示を行った。
(2) 未収金を抱える所属における、現在の徴収体制や償	平成18年度の未収債権審査委員会の中では、特に貸付金を所管する関係課を対象に情報交換を行った

還指導の方法を再度検討するとともに、各所属を越えて、未収貸付債権の管理に関する積極的な情報交換を行うことが必要である。

(3) 更には、未収貸付債権の管理を専門的に行う組織の設置や、債権回収会社 (サービサー) への委託等の可能性についても検討する必要があると考える。

ところであり、今後とも積極的な情報交換を行っていきたい。

行財政改革緊急プログラムを見直さざるを得ないほど本県の財政状況が厳しい中では、経費の節減及び収入確保は非常に重要な課題であり、費用対効果の関係も踏まえつつ、未収債権の削減に向け、努力していききたい。

未収債権の発生は、融資審査及び債権管理の両面から発生しているものと考えられ、管理を行う専門組織による一元化のメリット及びデメリットについて、関係所属と今後研究していききたい。

また、債権管理業務については、県が直接行うのではなく、専門的な知識や経験を持つ債権回収会社 (サービサー) への委託が効果的・効率的な面もあると考えるが、費用対効果の関係で議論する必要がある、関係所属と今後研究していききたい。

なお、平成19年4月26日に関係所属を集め、「サービサー (債権回収会社) 導入検討打合せ」を開催したところである。

#### 2 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金 (地域福祉課)

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 7年間の県内の福祉施設等での従事が困難になった場合には、貸与期間に相当する期間内で償還する義務が生じるため、借受人には大きな負担となり、滞納が生じるおそれがある。 滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理 (貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、	本修学資金については、3名 (のべ10件) の未収債権が発生しているが、債権管理台帳を個人ごとに整理し、借付書、納付誓約書、納付記録等を個人ごとに管理し、確実な状況把握に努めることとした。

<p>訪問指導記録、納付誓約書等)を確実に行われたい。</p> <p>(2) 生活困窮等の理由で借受人からの償還が困難な場合は、連帯保証人への償還指導を検討されたい。</p>	<p>監査時点で連帯保証人に請求していなかかった債務については、連帯保証人に請求を行った。さらに、今後、それぞれの償還状況、収入状況によつては、2名の連帯保証人のうち、もう1人の連帯保証人にも償還指導を行うこととした。</p>	<p>(5) 貸付金残高の約8割を修学資金及び就学支度資金が占めているが、これら資金については、申請の時期が集中し、短期間で大量の件数を審査する必要があるため、体制の充実を図り、慎重な審査を行われたい。</p>	<p>従来、すべての貸付決定を母子保健福祉課で行っていたが、母子寡婦福祉資金業務のシステム化(平成18年4月から)を図り、貸付金の申請受付から償還指導に至るまでの業務を一貫して各保健福祉事務所において実施することによつて慎重な審査を行うなど、貸付業務の適切な執行体制の整備を行った。</p>
<p>3 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金(母子保健福祉課)</p>			
<p>改善を要する事項</p>	<p>講じた措置内容</p>	<p>(6) 貸付金の滞納を増加させないため、特に高額滞納者や長期滞納者分には、連帯借受人及び連帯保証人への積極的な請求など、回収手続を強化されたい。</p>	<p>平成18年度の組織改正に伴い、3福祉事務所から5保健福祉事務所へと所管地域が縮小し、より充実した対応が可能となった。現在、所管の保健福祉事務所において、連帯借受人、連帯保証人への接触を行っているところである。</p>
<p>(1) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。</p>	<p>早急にマニュアルを整備することとした。</p>	<p>(7) 事業資金については、自立していくための重要な資金であるが、金額もリスクも大きいので、貸付けに当たっては、事業の見通しを含め、慎重な審査を行われたい。</p>	<p>事業資金については、貸付決定を行う保健福祉事務所が事前に借受人及び連帯借受人の面接を行い、類似事業の経験の有無、事業の実現可能性等について慎重に審査を行うこととした。</p>
<p>(2) 母子保健福祉課は、福祉事務所で償還指導を行うものについては、必要な情報、書類を福祉事務所に送付し、活用させられたい。</p>	<p>平成18年4月から母子寡婦福祉資金業務のシステム化を行い、最新の情報を各保健福祉事務所でも把握できる環境を整備するとともに、貸付金の申請受付から償還指導に至るまでの業務を一貫して各保健福祉事務所において実施している。</p>	<p>(8) 償還する資力があると思われるのに償還しないなど、悪質滞納者に対しては、連帯保証人への積極的な請求や法的措置も視野に入れ対応されたい。</p>	<p>未償還者の中でも償還能力があるにもかかわらず償還しない未償還者に対する償還指導に当たっては、裁判所の支払督促手続を取るなどの法的措置も考慮した対応を行うべくこととしてしている。</p>
<p>(3) 福祉事務所においては、母子自立支援員(嘱託)任せとせず、組織的取組を行われたい。</p> <p>また、母子自立支援員については、償還指導に係る研修を実施されたい。(各福祉事務所)</p>	<p>当該貸付金の業務を一貫して事務所で行うことで、償還に当たっても職員と母子自立支援員が協力して実施している。</p> <p>償還指導に係る研修については、全国及び九州各県の母子自立支援員の研修会を通じて研修を積むとともに、本県においても最近増加している自己破産にテーマを絞った専門家による研修を実施した。</p>	<p>(9) 回収可能性が低い債権については、今後、長期間の催告に係る費用対効果も考慮しながら、不納欠損処分についても検討されたい。</p>	<p>今後、他県の事例も参考にしながら、不納欠損処分について検討することとした。</p>
<p>(4) 県が回収すべき債権を有する借受人関係の一切の書類は、当初設定した保存年限を見直し、回収が完了するまで保存されたい。</p>	<p>貸付けに係る書類を借受人別に整理保管し、償還が終了するまでは関係書類を保存することとした。</p>	<p>(10) 延滞違約金(年利10.75%)については、規定があるのに</p>	<p>延滞違約金については、借受人等に対して未償還金完済時に請求することとした。</p>

請求されていたなかった。免除の必要性があるなら規定の整備を行い、適正に運用された。

また、違約金の不徴収の決定を受けようとする者があるときは、違約金不徴収申請書を提出させ、管轄の保健福祉事務所においてその内容を審査し、適当と認めたとときは違約金不徴収決定通知書により申請者に通知するなど適正な運用を行うこととした。

4 佐賀県看護師等修学資金 (医務課)	改善を要する事項	講じた措置内容
	滞納者ごとの管理(貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等)を確実にを行うこと。	行政監査の結果に基づき、平成18年1月より滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を整備し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実な管理に努めている。

5 佐賀県高齢者住宅整備資金 (長寿社会課)

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の回収に関するマニュアルを整備されたい。	早急にマニュアルを整備することとした。
(2) 滞納者調書には、滞納者や連帯保証人の生活状況が分かるように記載されたい。	滞納者及び連帯保証人の生活状況等を記載した滞納者調書の整備を行うこととした。
(3) 上司は、部下が訪問催告等により把握した債務者の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収については、組織的な取組をされたい。	今後、生活状況等を滞納者調書に記載し、償還指導等については、上司が確認できるようにするなど、未収金の徴収については、組織的に取り組んでいくこととした。
(4) 延滞利息(年利10%)については、規定があるのに請求されていないかった。免除の必要性があるなら規定の整備を行い、適正に運用されたい。	延滞利息については、今後規定等の整備を行い、その要領に沿って、免除等の適正な措置を行うこととした。

(5) 連帯保証人への請求については、借受人の意向を受け、請求していない場合もあつたが、借受人が償還しないなどの事案については、連帯保証人への強い償還指導を検討されたい。

(6) 貸付事業が平成2年度末に廃止されてから長期間(約15年)経過しており、公平性も重要であるが、費用対効果を考えると、事案によっては不納欠損処分も検討されたい。

借受人が償還しない場合には、その連帯保証人に対しても積極的に催告を実施していくこととした。

6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金 (商工課)

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 貸付けに当たっては、中小企業総合事業団と県が協力し、専門的な立場から適切なアドバイスをや企業診断を行つていだが、貸付実行から短期間で事業不振、破産に至つた案件が散見され、貸付時の審査が十分であつたか疑問が残る。今後の貸付けに当たっては、これまでの事業不振等の原因分析を踏まえ、専門的視点から、慎重な審査を行い、安易な貸付とならないよう留意されたい。	貸付実行から短期間で事業不振・破産に至つた案件もあるが、今後は、このような案件を踏まえ、企業診断時に事業計画の妥当性を十分に検討し、安易な貸付けとならないように、独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧中小企業総合事業団であり、以下「機構」という。)のアドバイスを受けながら、慎重な審査のもと貸付けを行うようにしてまいりたい。
(2) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。	貸付先については、毎年決算書の提出を求めて経営内容の把握に努めているが、特に、経営が厳しいと思われる企業については、機構の診断事業(アドバイザー事業を含む)を紹介し、活用を呼びかけるほか、佐賀県地域産業支援センターや佐賀県中小企

<p>(3) 借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。</p>	<p>業団体中央会とも連携をとりながら、経営指導に努めてまいりたい。</p> <p>明らかに完済の見込みがないときなどは、資産の任意売却や担保権の実行による債権の回収を行っており、資産の処分後は、連帯保証人に対して、債務の履行を求めているところである。</p> <p>現在、債権管理の手順を整備したものがなかったことから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徴求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図ってまいりたい。</p>								
<p>(4) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。</p>	<p>連帯保証人への徴求や担保権の実行などの回収強化策を図る中で、資産処分も終了し連帯保証人も資力的に十分な償還が見込めないなど、回収が困難になっっている案件も発生している。</p> <p>貸付原資の一部を機構から借り入れていたりすることから、対応については、機構と協議しながら債権管理を進める必要があるが、他県においては不納欠損処分を実施したところもあると聞いており、他県の事例を参考にしながら不納欠損処分について検討してまいりたい。</p>								
<p>(5) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。</p>	<p>現在の債権管理は、県の貸付規則及び機構との協議によって行っているが、近年、条件変更をはじめとして経営指導を要する案件も増えてきており、未収債権も増加傾向にある。</p> <p>県としても、担当者が数年で異動する中、適切な対応ができるように債権管理マニュアルの必要性は感じており、現在、他県の例を参考に、作成する方向で整理しているところである。</p>								
<p>(6) 現行の佐賀県中小企業高度化資金貸付規則は、同規則が根拠法としている中小企業総合事業団法が平成16年度に廃止され、新たに独立行政法人</p>	<p>現在、規定の整理を行っているところであり、整理ができ次第改正を行いたい。</p>								
	<p>7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金 (商工課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1045 1164 1093 1523">改善を要する事項</th> <th data-bbox="1045 1523 1093 2116">講じた措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 1164 1045 1523"> <p>(1) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。</p> </td> <td data-bbox="798 1523 1045 2116"> <p>新たな未収金が発生しないように、地元商工会・商工会議所等から情報を入手するなどしながら、必要に応じて、経営・償還指導を行ってまいりたい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1164 798 1523"> <p>(2) 借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。</p> </td> <td data-bbox="550 1523 798 2116"> <p>貸付けの性格上、担保権を設定したものは少ないが、担保物件による回収の見込みがあるものについては、担保権の実行による債権の回収を行い、また、連帯保証人に対して、債務の履行を求めてまいりたい。</p> <p>また、現在、債権管理の手順を整備したものが少ないことから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徴求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図ってまいりたい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1164 550 1523"> <p>(3) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。</p> </td> <td data-bbox="295 1523 550 2116"> <p>連帯保証人への徴求や担保権の実行などの回収強化策を図る中で、資産処分も終了し連帯保証人も資力的に十分な償還が見込めないなど、回収が困難になっっている案件も出てきている。</p> <p>不納欠損処分については、貸付原資の一部は国庫補助金であることから、対応については、国へ届出をする必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改善を要する事項	講じた措置内容	<p>(1) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。</p>	<p>新たな未収金が発生しないように、地元商工会・商工会議所等から情報を入手するなどしながら、必要に応じて、経営・償還指導を行ってまいりたい。</p>	<p>(2) 借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。</p>	<p>貸付けの性格上、担保権を設定したものは少ないが、担保物件による回収の見込みがあるものについては、担保権の実行による債権の回収を行い、また、連帯保証人に対して、債務の履行を求めてまいりたい。</p> <p>また、現在、債権管理の手順を整備したものが少ないことから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徴求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図ってまいりたい。</p>	<p>(3) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。</p>	<p>連帯保証人への徴求や担保権の実行などの回収強化策を図る中で、資産処分も終了し連帯保証人も資力的に十分な償還が見込めないなど、回収が困難になっっている案件も出てきている。</p> <p>不納欠損処分については、貸付原資の一部は国庫補助金であることから、対応については、国へ届出をする必要がある。</p>
改善を要する事項	講じた措置内容								
<p>(1) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。</p>	<p>新たな未収金が発生しないように、地元商工会・商工会議所等から情報を入手するなどしながら、必要に応じて、経営・償還指導を行ってまいりたい。</p>								
<p>(2) 借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。</p>	<p>貸付けの性格上、担保権を設定したものは少ないが、担保物件による回収の見込みがあるものについては、担保権の実行による債権の回収を行い、また、連帯保証人に対して、債務の履行を求めてまいりたい。</p> <p>また、現在、債権管理の手順を整備したものが少ないことから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徴求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図ってまいりたい。</p>								
<p>(3) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。</p>	<p>連帯保証人への徴求や担保権の実行などの回収強化策を図る中で、資産処分も終了し連帯保証人も資力的に十分な償還が見込めないなど、回収が困難になっっている案件も出てきている。</p> <p>不納欠損処分については、貸付原資の一部は国庫補助金であることから、対応については、国へ届出をする必要がある。</p>								

(4) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。	他県においては不納欠損処分を実施したところもあると聞いており、他県の事例を参考にしながら不納欠損処分について検討してまいりたい。
	現在の債権管理については、マニュアル的なものが存在していないことから、担当者が数年で異動する中、適切な対応ができるように債権管理マニュアルの必要性は感じているところであり、現在、他県の例を参考に、整理しているところである。

8 佐賀県農業改良資金貸付金(生産者支援課)	
改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 償還金の収納、債権の保全、取立等の事務が佐賀県信用農業協同組合連合会に委託されているが、責任をもって委託業務を遂行されるよう指導されたい。	佐賀県信用農業協同組合連合会(以下「信連」という。)に対し、償還金の収納、債権の保全、取立等の事務について、委託契約に従い、適切に業務を遂行するよう指導を行った。 なお、債権者として県も延滞者の状況を直接把握する必要がある場合や、信連のみならず県が面談等を行ったほうが効果的な場合などは、必要に応じて、県も信連と連携して債権管理に当たることとしている。
(2) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。	本人が分割返済を行っている場合、返済を約している場合などは、本人のみに請求を行っているが、督促にもかかわらず、本人からの償還がない場合や、返済の約束が得られない場合は、連帯保証人に請求を行うこととしている。 今後、本人の償還の状況に応じて、できるだけ早い時期に、連帯保証人に請求を行うこととした。

9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金(生産者支援課)	
改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 償還金の収納、債権の保全、取立等の事務が佐賀県森林組合連合会に委託されているが、責任をもって委託業務を遂行	佐賀県森林組合連合会(以下「森連」という。)に対し、償還金の収納、債権の保全、取立等の事務について、委託契約に従い、適切に業務を遂行するよう指導を行った。

されるよう指導されたい。	なお、債権者として県も延滞者の状況を直接把握する必要がある場合や、森連のみならず県が面談等を行ったほうが効果的な場合などは、必要に応じて、県も森連と連携して債権管理に当たることとしている。
(2) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。	本人が分割返済を行っている場合、返済を約している場合などは、本人のみに請求を行っているが、督促にもかかわらず、本人からの償還がない場合や、返済の約束が得られない場合は、連帯保証人に請求を行うこととしている。 今後、本人の償還状況に応じて、できるだけ早い時期に連帯保証人に請求を行うこととした。

10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金(人権・同和対策課)	
改善を要する事項	講じた措置内容
すべての連帯保証人と協議するとともに、協議の進展次第によつては、法的措置も視野に入れ、早期に未収金の回収に努められたい。	連帯保証人でもある部落解放同盟佐賀支部長と返済について協議し、連帯保証人と佐賀県同和食肉事業協同組合代表理事等で返済について協議することとなった。 また、主債務者である佐賀県同和食肉事業協同組合と連帯保証人の協議を促すため、所在の確認できる連帯保証人全員に対し、償還協力依頼書を送付した。 依頼書送付後も、償還に進展がない場合は、法的措置も視野に入れながら対応してまいりたい。

第2 教育庁	
平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置について	
1 佐賀県育英資金貸付金(教育庁総務課)	
改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 未収金の発生防止には、学生の償還意識を高めることが何よりも重要であり、この制度の趣旨を踏まえ、教育的見	現在、出願にあたっては、在学学校の担当教諭から、本人・保護者に将来返還が必要であることを十分説明することとしており、貸付決定後にあつては、在学学校長から直接の指導を行うこととした。

<p>地からの指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 上司は、部下が訪問催告等により把握した借受人の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収には組織的な取組をされたい。</p> <p>(3) 連帯保証人及び保証人の保証意思の確認は、より確実なものとするため、訪問、電話等により行われたい。</p> <p>(4) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。</p> <p>(5) 滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理(貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等)を確実に行うようにされたい。</p> <p>(6) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金回収業務の難易度による分類基準を定め、その基準に基づいた債権管理を行うことを検討されたい。</p>	<p>平成16年度中にWeb方式による電算システムを構築し、現在は、システム上で青英学生全員の貸付・返還状況及び応対情報等を管理しており、上司を含め担当者は各人のパソコンでシステム内の情報を随時確認可能とした。</p> <p>借付証書、誓約書については、本人の保証意思の確認をより確実なものとするため、自署によることとし、連帯保証人・保証人には美印の押印と印鑑登録証明書(誓約書提出時においては所得証明書の添付も)を義務付けた。</p> <p>現在、督促時の指定納期限後において未納となっているものへは、電話・訪問により督促を行っているが、この際に連帯保証人への請求も合わせて行うようにしており、文書による請求も行うようにした。</p> <p>現在は、Web方式による電算システムを構築しており、青英学生全員について、個別に情報(出願時情報・貸付情報・返還情報・応対情報など)の管理をしており、担当各人所有のパソコンから情報の閲覧・更新(応対情報等の登録)を可能とした。</p> <p>また、青英学生との連絡状況についてはすべてシステム上に記録を残しており、対応状況が随時確認できるようにした。</p> <p>なお、長期・高額滞納者に関しては、訪問の都度誓約書の提出を求めているほか個人ごとの個別ファイルを作成した。</p>	<p>その中で、どうしても回収困難なものについては、不納欠損処分することについても、併せて検討されたい。</p>
<p>滞納者を性質(新規の滞納者・長期の滞納者など)に分けて分類し、文書、電話又は戸別訪問などの方法を個別あるいは組み合わせて適切な時期に集中的に対応することとした</p> <p>また、回収困難なものについては、個別の状況ごとに、財務規則に照らし、不納欠損処分すること</p>	<p>が適切か検討することとした。</p>	

購読料 一か年三十一〇〇円(送料別)

平成十九年十月十二日印刷及び発行  
発行所 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

